

取組確認シート2 「条例に規定された事項を推進するための取組」及び「取組の状況」

条文	No.	取組名	担当課	令和5年度に実施した取組	課題	改善策
第7条	1	法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施	事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課 (行政総務課)			
第7条	2	地域社会との調和を図る事業者の取組への支援	全ての課 (行政総務課)			
第8条	3	充実した討議の推進	議会事務局	茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式(選択制)を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進しました。また、政策討議(常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組)、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進しました。		
第8条	4	議会の権能の適切な行使の推進	議会事務局	条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実を図ります。 また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組めます。		
第8条	5	市民参加の推進 (※別シート①)	議会事務局	茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的に開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組んだ結果、幅広い市民の方に参加いただけるように従来の対面方式に加え、オンライン対応の追加も決定しました。 また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。	意見交換会について、オンライン方式を取り入れたため、様々なトラブルについて、遅滞なく対応し、意見交換会が中断することないよう取り組む必要があります。	ロールプレイングを通して、様々な観点から課題の洗い出しを行い、事前に課題解消を行う必要があります。
第8条	6	広報・広聴活動の推進 (※別シート①)	議会事務局	議会日より、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。	幅広い市民の方に議会活動を知っていただけるように、情報発信の手法について検討を行う必要があります。	改善が必要な場合は、適宜検討を行います。
第10条	7	地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	秘書課(秘書広報課)	地域での説明会や市民集会等を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めました。		
第10条	8	市長会その他都市関係会議等への参加	秘書課(秘書広報課)	市長会や関係機関等の会議に参加し、情報収集や国県への要望活動等を行いました。		

条文	No.	取組名	担当課	令和5年度に実施した取組	課題	改善策
第10条	9	透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	秘書課(秘書広報課)	市長の日々の動向は、日ごとに市ホームページと神奈川新聞に掲載しており、交際費の支出状況は、月ごとに市ホームページ上で公開しました。また、自己の保有する資産等を「茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例」に基づき定められた時期に公開しました。		
第10条	10	特定の政策課題についての調査研究及び調整	総合政策課(企画経営課)	新型コロナウイルス感染症対策の5類移行を契機に対応の見直しを行いました。また、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援を主軸として庁内調整を行い、効果的な取り組みを推進しました。デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について、先進事例を参考とするとともに、庁内調整を行い、校務支援システムや書かない窓口等の実装に取り組みました。	緊急性、重要性が高い政策課題については、即応性が求められるため、短い期間で政策を立案し実施する必要があります。また、短期間で政策立案のためには、平時から情報収集・調査研究を行っておく必要があります。	様々な状況に対応するため、平時より、先進事例等を参考とした様々な政策の立案を促進します。
第10条	11	職員の育成 (※別シート②)	職員課	担当者からの視点も織り交ぜた管理職のマネジメント点検を実施するとともに、点検結果については課長級職員のマネジメント評価の基礎として活用し、評価面談でフィードバックを行いました。	各職場での人財育成の取組を促進し、継続的に改善する必要があります。	各職場での人財育成を根付かせるため、所属長による振り返りの機会を定期的に設けるとともに、優良事例を共有していきます。
第10条	12	施政方針の公表	総合政策課(企画経営課)	令和6年度施政方針を策定し、令和6年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。	施政方針の内容について、わかりやすく市民にお知らせする必要があります。	市ホームページや広報紙への掲載等において、市民が理解しやすい内容となるよう工夫します。
第11条	13	自治基本条例の職員への周知 (※別シート③)	行政総務課	4月、10月に新採用職員研修、8月に外部講師による担当者級研修を実施し、令和5年2月に監督職研修を実施予定です。また、8月から11月にかけて自治基本条例に関する情報を神奈川情報セキュリティクラウドのトップページにある「各課からのお知らせ」のスペースに掲載し、職員への周知啓発を行いました。(全11回)	自治基本条例が浸透するよう、継続的な意識啓発が必要です。	引き続き、様々な手法による職員周知を行います。
第11条	14	サービスの宣誓	職員課	初心を振り返る意味も含め、引き続き宣誓書写しを配付しています。	宣誓の内容を意識して業務遂行することが必要です。	宣誓書の提出と合わせ、写しを配付するとともに、その意図をしっかりと伝えていきます。
第11条	15	職員の自己併発に対する支援 (※別シート③)	職員課	人事評価に関する検討会議を重ね、次年度以降は人事評価の枠組みで自身のキャリアについて上司と改めて考えることができる枠組みを創設しました。また、意向調査に関しては、自身の希望する課かいをより明確にするための所属レポートを新たに作成すると共に、調査内容も自身のキャリアプラン等を記載する項目を設けました。	職員のキャリア形成意識を向上させる必要があります。	自身のキャリアに対する考える機会(人事評価面談の充実、人事異動に関する意向調査の改善)を創出します。
第11条	16	学習する風土づくりの推進	職員課	課長級職員を対象とした研修を実施したことに加え、現在の「人財マネジメント」の状況を把握するため、マネジメント点検の実施及びフィードバックを実施しました。	各職場での人財育成の取組を促進し、継続的に改善する必要があります。	各職場での人財育成を根付かせるため、所属長による振り返りの機会を定期的に設けるとともに、優良事例を共有していきます。
第11条	17	部局横断的な検討組織	全ての課(行政総務課)			

条文	No.	取組名	担当課	令和5年度に実施した取組	課題	改善策
第13条	18	情報公開制度の適正な運用 (※別シート④)	行政総務課	令和5年4月1日の情報公開条例の改正に伴い、「ちがさきの情報公開ハンドブック」の更新を行いました。更新に当たっては、より分かりやすいものとなるよう、図表の充実を図るとともに、公開・非公開事由の例示表についても改正を行いました。	公開・非公開の判断については、それぞれの文書の内容や性質によって判断が困難な場合があります。	行政文書公開請求への対応に当たっては、公開・非公開の適切な判断を行うことが出来るよう、答申例や判例等の事例を収集・整理し、事例集の更新及び充実を図ります。
第13条	19	特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	文化推進課 (文化生涯学習課)	市民の利用に供するため、目録の整備及び公開をすすめました。また、市民ふれあいプラザで特定歴史公文書等に関する展示を実施しました。	市民の利用を図ることです。	市民の利用を促進するための周知を図ります。
第13条	20	パブリックコメント手続きの実施 (※別シート④)	市民自治推進課	条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。	より多くの市民の皆さまからご意見をいただけるよう、制度運用方法を継続的に見直す必要があると考えます。	配付資料表紙の記載内容見直し等を検討します。
第14条	21	市政情報の公表及び提供 (※別シート⑤)	行政総務課	「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、「市政情報公表一覧表」を年4回公表しました。		
第14条	22	市政情報コーナーの充実	行政総務課	資料の配架場所やコピー機の使用方法などに関する掲示を充実させ、市政情報コーナー利用者の利便性向上に努めました。	専属の職員が不在となる時間帯もあることから、利用者の求める資料がすぐ分かるよう、配架方法の工夫が必要です。	引き続き、分野ごとの色別ラベルによる資料整理や、特に市民の関心の高い資料についてはコーナー内の掲示により案内するなど、利用者にとって分かりやすい資料の配架に努めます。
第14条	23	広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	広報シティブロモーション課 (秘書広報課)	特に規模の大きな事業は、スポットの配信だけでなく、事業の流れでどのように発信をしていくか、調整行いました。令和4年度末に導入したLINEのセグメント配信について、イメージ画像等を効果的に用いつつ、適宜情報量の多いHPに誘導するなど、各課かいの配信内容の調整を行いました。	発信頻度が多い課かいは、頻繁に調整が可能であるため、発信内容等の磨き上げ、意識醸成が可能であるが、配信頻度が少ない課かいははじめ、庁内全体の底上げを図って行く必要があります。	研修等を活用して、効果的な広報のあり方について、意識醸成していきます。
第14条	24	附属機関等の会議の公開 (※別シート⑥)	行政総務課	「自治基本条例」第14条第3号、「附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、附属機関等の会議を公開しました。また、公開で行う会議については、市民が傍聴することができるよう開催日時等を2週間前から公表しました。		
第15条	25	行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理	文書法務課・文化推進課 (文化生涯学習課)	令和5年4月には新採用職員及び新任課長を、7月には主査以下の職員を、12月には監督職以下の職員を対象とした研修を実施するとともに、11月には、文書の適切な作成について通知し、改めてその周知をしました。(文書法務課) 職員研修や通知などを通して、庁内の周知を図り、適切な保存・利用をすすめました。(文化推進課)	市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動について説明責任を果たせるようにするため、行政文書の適正な管理が必要とされます。(文書法務課) 歴史公文書等の選別の醸成を図ることです。(文化推進課)	行政文書の適正な管理をさらに推進するため、引き続き研修と自己点検を実施していきます。(文書法務課) 関係課かいと連携し、継続的な研修や、通知等を実施していきます。(文化推進課)

条文	No.	取組名	担当課	令和5年度に実施した取組	課題	改善策
第15条	26	個人情報保護制度の適正な運用 (※別シート⑥)	行政総務課	令和5年4月、10月に新採用職員研修を、7月に危機管理研修を実施し、10月に個人情報管理責任者及び個人情報管理主任向けの研修資料について各課かいへ発出しました。 また、全課かい宛てに漏えい事故等に関する注意喚起通知を5月に発出し、職員の意識啓発を図りました。	個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行っているものの、個人情報の漏えい事故とは毎年度発生しているところだ。	引き続き、職員研修や庁内通知により職員の意識啓発を行います。職員研修に当たっては、本市において発生した実際の漏えい事故を事例として、原因やその再発防止策等について紹介を交え、職員の意識啓発に努めます。
第15条	27	情報セキュリティ対策の充実	デジタル推進課 (情報推進課)	情報セキュリティ対策基準を改正し、職員への周知を行いました。	日々更新される最新技術への対応が課題となります。	引き続き最新技術の調査研究を行ってまいります。
第16条	28	市民参加手続の適正な運用 (※別シート⑦)	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めました。		
第16条	29	市民参加の推進・啓発	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。 また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みました。		
第17条	30	政策法務の推進	文書法務課	弁護士資格を有する特定任期付職員を講師として、令和5年11月以降に法務研修会を開催しました。	地域の課題解決のため、法令の適切な解釈及び運用並びに条例、規則等の立案が必要となることから、政策法務能力の向上が必要となります。	法務研修会を継続して実施し、汎用性の高い相談事例や課題解決に向けた考え方の庁内共有を図ります。
第17条	31	条例(案)、規則(案)等の審査	文書法務課	条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時実施しました。(令和5年度上半期の実績: 条例17件、規則22件、告示0件、訓令3件)	市民からの信頼ある行政運営のためには、条例、規則等が適切なものである必要があります。	条例(案)、規則(案)等の審査を通じて、これらについて有効性、効率性、適法性、自治基本条例の趣旨との適合性等を確保します。
第18条	32	総合計画の進行管理	総合政策課 (企画経営課)	優先度の変更が必要と判断した実施計画事務事業について、次年度に向けた事務事業の見直し(レビュー)を実施し、次年度当初予算編成や補正予算に対応できるよう結果を反映させました。	後期実施計画策定に向け、データを活用して総合計画・前期実施計画の分析と評価を行い、必要に応じて政策に反映させる必要があります。	市民意識調査や客観的なデータ、事務事業の進捗等から総合的に分析と評価を行い、必要に応じて総合計画と実施計画へ反映します。
第18条	33	総合計画の在り方に関する議論	総合政策課 (企画経営課)	総合計画審議会の機会等を活用して有識者の意見や市民意識を捉え、社会情勢に応じた総合計画の在り方について議論します。	社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応していく必要があります。	総合計画審議会の機会等を活用して有識者の意見や市民意識を捉え、社会情勢に応じた総合計画の在り方について議論します。
第19条	34	的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表	財政課	経常的な経費の削減の重要性について、あらためて予算編成方針等で周知を図るとともに、それらを踏まえた予算編成作業を進めていきます。	茅ヶ崎市実施計画2025をさらに加速化していくためには、さらなる経常経費の削減が急務です。	さらなる経常経費の削減に向けた取り組みを進めていきます。

条文	No.	取組名	担当課	令和5年度に実施した取組	課題	改善策
第27条	46	市民活動サポートセンターの管理運営	市民自治推進課	市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行いました。		
第27条	47	市民活動推進補助事業の審査及び評価	市民自治推進課	附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行いました。		
第27条	48	市民活動等災害補償制度の運用	市民自治推進課	市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行いました。		
第28条	49	住民投票制度の調査・研究	行政総務課	平成30年度に「住民投票制度に関する市の考え方」をまとめ、本市の住民投票条例に関する検討については、一時中断することとしています。他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について情報収集を行いました。		
第29条	50	国・県の施策・制度予算に関する要望	総合政策課(企画経営課)	令和6年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和7年度国の施策及び予算に関する提言において7項目を要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項6項目を記載した要望書を提出しました。	国・県の所管部分における本市の課題を解決するために、国や県に対して要望を行う必要があります。	引き続き、神奈川県市長会との連携を深め、本市においてより効果的な要望活動に努めます。
第29条	51	湘南広域都市行政協議会との連携	総合政策課(企画経営課)	協議会内に設置された7つの専門部会と1つの分科会において、講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。	近隣市町と共通する地域課題等を効果的、効率的に解決するためには、近隣市町と連携して取り組む手法について、近隣市町とともに検討、協議する必要があります。	広域連携について、連携すること自体を目的とするのではなく、行政運営のひとつの手段として捉え、広域連携を検討し、本市に必要な事業を効果的に展開していきます。
第29条	52	県及び湘南地域との連携	総合政策課(企画経営課)	県知事と湘南地域5市3町の首長による首長懇談会を実施し、湘南地域の魅力や特色を生かしたまちづくりについての意見交換、各市町の要望についての発言を行いました。	湘南地域5市3町は、人口規模や財政状況がさまざまな自治体で構成されており、抱える課題が多岐にわたることが、課題だと認識しています。	5市3町のそれぞれの取組を協議するだけでなく、5市3町の自治体が一体となって、取り組む事業について協議し、連携のメリットを活用していきます。
第29条	53	寒川町との連携	総合政策課(企画経営課)	茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画第2期に基づき、職員の人事交流、災害時における保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築等を実施しました。	本計画によって連携体制が整った事務事業について、効果的に推進していく必要があります。	事業部門ごとに連携の強化を進めることで、磨き上げや進行状況の把握を行い、事務事業の深化を図ります。
第29条	54	平塚市との連携	総合政策課(企画経営課)	相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、合同職員研修会を実施しました。	今後の「平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会」のあり方や連携の考え方について、整理すべき課題であると認識しています。	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、平塚市との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるような体制を整えていきます。
第30条	55	自治基本条例の推進	行政総務課	令和6年度に実施する自治基本条例の検証に向けて、令和2年度から令和5年度までの取組状況について、内部検証資料を取りまとめました。	各課への自治基本条例に関する取組の照会に係る資料や記載項目が多いため、作成及び取りまとめ作業に時間を要することが課題です。	次回自治基本条例の検証の際に、従来の質を落とすことなくより効率的に各課の自治基本条例の取組状況を確認することができるような方法を検討します。